

日本競輪選手養成所第119回選手候補生 特別選抜入所試験募集要項（抜粋）

日本競輪選手養成所では、次のいずれかに該当する者を対象として、特別選抜入所試験を実施しています。

- ア. オリンピック大会に出場して、本財団が特に認めた成績を収めた者。
 - イ. 世界選手権競技大会に出場して、第1位から第8位の成績を収めた者。
また、自転車競技以外の競技については、本財団が認めた大会であること。
 - ウ. ワールドカップ大会あるいはそれに類する大会に出場して、第1位から第3位の成績を収めた者。
また、自転車競技以外の競技については、本財団が認めた大会であること。
 - エ. センター参加者。
- ※上記ア～エについて、競技成績の対象となる期間は、平成28年4月以降とする。

応募資格

(1) 以下のいずれにも該当しないこと。

- ア. 競輪選手として登録された者（消除者を含む）。
- イ. 禁錮（こ）以上の刑に処せられた者。
- ウ. 自転車競技法、小型自動車競走法、競馬法、日本中央競馬会法又はモーターボート競走法の規定に違反して罰金以上の刑に処せられた者。
- エ. 成年被後見人、被保佐人又は破産者で復権を得ない者。
- オ. 反社会的勢力との関係が疑われる者。
- カ. 2018年以前に日本競輪選手養成所に在籍したことがある者で、日本競輪選手養成所規則第15条に定める在籍期間（*1）相当の期間を経過したことにより退所した後、1年を経過しない者。
- キ. その他上記に準ずる事実がある者。
- ク. 日本競輪学校に在籍したことがある者で、在籍中、懲戒により退学を命ぜられた者。
- ケ. 規定により明らかに試験に合格しないと思われる者。
- コ. 初回受験の日から8年が経過した者。ただし、2018年度以前の試験は初回受験に数えない。
- サ. 2019年度以降に5回受験した者。2019年度以降に試験を辞退、欠席した者についても受験回数に数えるものとする。
- シ. タトゥー、入れ墨、アートメイクその他の身体に直接施術された物によって医療検査を受けられない可能性のある者
- ス. その他上記に準ずる事実がある者。

*1 日本競輪選手養成所規則第15条

本養成所は、候補生の在籍期間について、最初に入所を許可され在籍する回のほか次回又は次々回までとする。